

令和4年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画の自己評価結果

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績		自己評価
<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p>	<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。</p> <p>(1) 発注の効率化に係る取組</p> <p>競争性の確保を前提としつつ、以下の取組等を実施することで、機構及び事業者双方の事務負担を軽減し、発注事務の効率化を目指す。また、取組の実施後は、事務負担がどの程度軽減できたかについて数値的検証を実施するとともに、コスト削減や落札率等を含め効果検証を行う。</p> <p>・「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行う」とされたことを受け、契約当事者双方の意思表示を明確化する必要がある契約書について、電子署名法に対応した電子契約を一部の契約において試行的に導入し、書類交換のデジタル化を促進することにより、機構及び事業者双方の事務負担の軽減やテレワーク勤務への環境構築を図る。</p>	<p>当該取組の結果実現された実施量、実施状況等</p>	<p>契約当事者双方の意思表示を明確化する必要がある契約書について、一部の発注契約を対象に電子署名法に対応した立会人型電子契約締結サービスを試行導入した。</p> <p>試行導入に当たっては、外部クラウドサービスの利用に伴うセキュリティの確保に努めるとともに、ペーパーレス化及びテレワーク勤務の環境構築の推進、機構職員のみならず入札参加事業者に求める事務負担の軽減を図るため、契約担当課と共同し運用事務フローの整備を行った。</p> <p>本格導入に向けて、課題の整理・解決を進めるとともに費用対効果を精査し、書類交換のデジタル化を推進しているところである。</p>		<p>評価：B</p> <p>セキュリティに留意しながら電子契約の導入に必要な業務フロー整備を着実に実施し、試行運用を開始したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>・発注・契約の定型的な事務を見直すとともに、デジタル技術の導入による事務負担の軽減を図る。令和4年度は、令和3年度の検討内容を整理して費用対効果の事前評価を踏まえたデジタル技術の導入計画を策定するとともに、費用対効果の高い事務の一部を選定し、試行的にデジタル技術を導入する。なお、導入に当たっては、セキュリティ並びに使用者の利便性及び操作性に留意する。</p>		<p>費用対効果の事前評価を踏まえたデジタル技術の導入計画を策定し、書類の標準化等、発注・契約の定型的な事務を見直しながら、デジタル化の費用対効果の高い事務である発注スケジュール資料、契約審査会資料及び公募資料作成を自動で行うツールを開発し、賃貸住宅保全工事の発注において試行的に導入し、効果検証を行った。</p> <p>ツールの開発に当たっては、セキュリティの確保のためにインターネット分離環境下において円滑に利用できる方式を採用するとともに、開発協議に使用者を参画させ、利便性及び操作性の確保に努めた。</p> <p>試行導入において生じた課題の整理・解決を進めながら当該ツールの本格導入を進めるとともに、上記以外の事務についても、費用対効果を精査しながらデジタル化を推進しているところである。</p>		<p>評価：B</p> <p>計画どおりデジタル技術の導入計画を策定するとともに、発注・契約の定型的な事務を見直しながら試行的にデジタル技術を導入したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>・主に外壁修繕工事を対象とした賃貸住宅保全工事において、効率的に工事発注を実施するため、社会経済状況の変化に伴う事業者の動向を踏まえながら、複数工事を一括して発注する大括り化に引き続き積極的に取り組む。令和4年度は、実施可能な工事の発注量の減少を踏まえ、大括り化を50件実施し、事業者の申込事務に係る負担の軽減とともに、機構の工事発注事務手続の負担を軽減し、発注事務の効率化を図る。</p>		<p>複数工事を一括して発注する大括り化を52件実施した。 大括り化することで発注件数が上記件数と同程度削減され、これにより事業者の申込事務に係る負担が軽減されるとともに、工事発注事務手続きの負担を軽減し、発注事務の効率化が図られた。 なお、適用工事の平均応札者数6.2者は保全工事全体の平均応札者数4.8者を上回り、適用工事の入札不調・不落率1.9%は保全工事全体の12.2%を下回った。</p>	<p>評価：B 計画で定めた発注の効率化に係る取組を実施し、機構及び事業者双方の事務手続の負担が軽減されたことからB評価とする。 次年度以降も競争性の確保を前提としつつ、本取組を継続する。</p>
		<p>・賃貸住宅保全工事の総合評価方式による発注手続において、過年度の試行実施において一定の効果が得られた施工計画に係る提案を求めず、企業及び配置予定技術者の実績を重視した評価方式（以下「施工能力評価型」という。）を継続して実施する。 令和4年度は、技術的工夫の余地が小さく、施工計画に差が出にくいと機構が判断する工事について、施工能力評価型による60件の工事発注を目指す。これにより、事業者の施工計画に係る提案資料作成の負担の軽減とともに、機構の審査に係る事務負担を軽減し、発注事務手続の効率化を図る。</p>		<p>施工計画に係る提案を求めず、企業及び配置予定技術者の実績を重視した新たな総合評価方式により103件発注を行った。 従来の総合評価方式と比較し、機構職員が発注手続きに要する時間が1件当たり2～3割程度削減されるとともに、入札参加者が申請資料を作成するのに要する事務負担が軽減されたことから発注事務の効率化が図られた。過年度の試行実施において、施工品質に大きな問題がなく、効果の大きさにより適用が推進されたことから、件数が大きく増加した。 なお、適用工事の平均応札者数6.3者は保全工事全体の平均応札者数4.8者を上回り、適用工事の入札不調・不落率9.7%は保全工事全体の入札不調・不落率12.2%を下回った。</p>	<p>評価：A 計画で定めた発注の効率化に係る取組を当初の計画を大きく上回る件数において実施し、機構及び事業者双方の事務手続の負担が軽減され、併せて競争性の向上及び入札不調・不落の抑制にも寄与したことからA評価とする。 次年度以降も競争性の確保を前提としつつ、本取組を継続する。</p>
		<p>(2) 調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る取組 ① 調達コストの最適化に資する取組 社会経済状況の変化に伴う事業者の動向を踏まえ、引き続きコスト削減に取り組むとともに、入札不調・不落による事業遅延を防止するため、予定価格の適切な設定等の調達コスト最適化に資する取組を行う。</p>	当該取組の実施状況	<p>事業者の動向に注視しながら、調達コスト削減の取組として、リバースオークションを5件実施した。取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減に向けての方策を検討している。 調達コスト最適化の取組として、工事費が高騰する現状において、実勢価格を着実に積算に反映し、案件によっては事業者の見積を活用する方式を適用するなど、適切な予定価格の設定により、入札不調・不落を原因とした事業遅延の防止に努めた。</p>	<p>評価：B 調達コストの最適化に資する取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。</p>

		<p>② 競争性の確保等に係る取組</p> <p>一者応札・応募となった案件については、速やかに事業者や関係する業界団体へのヒアリング等による市場分析並びに一者応札・応募となった原因の検証及び分析を行い、次回の公募に向けて、実効的な改善策を検討する。</p> <p>当該案件を次回公募する際は、上記検討を踏まえ、その時点における市場分析等を行った上で「一者応札・応募改善策計画票」を策定し、各本部等に設置された契約審査会等において検証を行う。</p> <p>さらに、2回以上連続で一者応札・応募となった案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、上記と同様のプロセスにより、次回の公募に向けて、実効的な改善策を検討した上で「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。</p> <p>その上で、当該案件を次回公募する際は、上記と同様のプロセスにより「一者応札・応募改善策計画票」を策定して、各本部等に設置された契約審査会等において検証を行う。</p> <p>以上の改善策の検討においては、過年度の契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入や複数年契約の拡大等案件に応じた改善策の導入を含める。</p> <p>数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続し、なお複数応札・応募が見込めない場合には、参加者の有無を確認する公募手続について、その妥当性を経理資金部（契約監理）と協議した上で、試行的に採用[※]する。</p> <p>※ 高度な専門性のある技術等の要件を備えている特定の者と契約手続を行う予定である旨公示して、他に参加者がいないか公募により確認する。その際、当該特定の者を特定できる情報（名前等）は開示しないこととする。</p> <p>応募要件を満たす者がいない場合は、当該特定の者との契約手続（確認公募型随意契約）に移行し、応募要件を満たす者がいる場合は、当該特定の者及び当該応募者に対して競争入札又は企画競争を実施する。</p> <p>なお、随意契約の場合の予定価格については、事業者側の事務コストの低減を踏まえた積算を行う。</p>	<p>一者応札・応募となった案件については、計画のとおり、PDCAサイクルによる対策を講じるものとし、複数応札・応募を目指すこととした。</p> <p>2回以上連続で一者応札・応募となった案件については、次回の公募に向けて、実効的な改善策を検討した上で「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表した。</p> <p>機構独自の取組として、数次の改善策を講じてもお複数応札・応募が見込めない案件については、経理資金部（契約監理）と協議し、妥当と判断された場合は、参加者の有無を確認する公募手続を試行的に採用できることとしている。</p> <p>令和4年度においては、当該手続を試行的に採用するための基準が満たされていることを経理資金部（契約監理）が確認し、当該手続を66件（給水施設等維持管理業務、システム改修業務 等）採用した。公募を行った結果、（判明しているものについて）応募者はいなかった。</p> <p>当該手続により調達したものは、いずれも機構の業務継続のために不調・不落を発生させずに事業者を確保する必要性が高いものであるが、当該手続による場合はあらかじめ事業者を特定するため、確実な事業者確保によって、業務の品質と安定的な継続を維持できた。</p> <p>また、一般競争入札と比較して、1件あたり10時間程度、全体で660時間程度の事務負担が軽減された（試算）。特に受注者の技術資料作成や発注者の技術審査が省略され、受発注者双方の負担が軽減され、手続期間も大幅に短縮された。これらの事務負担の軽減は、働き方改革や業務の品質向上等に寄与している。</p>	<p>評価：A</p> <p>一者応札・応募となった案件について、新たにPDCAサイクルによる対策を行う仕組みが確立され、手順に従った運用による競争性の確保等に係る取組を着実に実施したことのほか、複数応札・応募が見込めない案件について、機構独自の取組により、業務の品質と安定的継続の維持とともに、機構及び事業者双方の事務負担の軽減効果も発現されたことを踏まえ、A評価とする。本取組を継続する。</p>
--	--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>(3) 品質等価格以外の要素に留意する取組 公共工事等発注者として、以下の取組等を実施し、社会的責務を着実に果たす。</p> <p>さらに、調達に要する事務コストを削減する取組や事業スケジュール遅延を回避するために入札不調・不落の発生を抑制する取組を推進する。</p> <p>① いわゆる「担い手三法」(公共工品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法)に基づき、公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、元請業者が適切な施工体制を確保しているかの確認、市況に応じた予定価格の適正な設定、ダンピングの防止、及び社会保険未加入建設事業者を契約の相手方から排除する等の取組を引き続き実施する。</p>	当該取組の実施状況	<p>公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、下記のとおり複数の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請契約を締結した全ての工事調達において、建設業法に基づく施工体制台帳整備を求めることを現場説明書中に明記し、事業者の体制の確認を徹底した。元請、下請業者間の契約内容及び求められる資格要件等を的確に把握した。 公共工事設計労務単価(令和4年3月～)、設計業務委託等技術者単価(令和4年3月～)、公共住宅建築工事積算基準に定める歩掛を採用する他、実勢価格に対応するため、「見積りの提出を求め活用する方式」を採用して適切な予定価格を設定した。また、全ての工事調達において、入札説明書中に、入札時における入札金額内訳書の提出を義務付ける旨明記することにより、品質確保の実現、ダンピングの抑制を推進、積算能力を有する者による競争を促進した。 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、国土交通省は平成26年から社会保険等未加入建設事業者の排除等を行い、順次その対象を、工事受注者及び一次下請負人から、二次以下の下請負人を含む全ての建設事業者へと拡大しているが、機構においても国土交通省と同様に実施し、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設事業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境の構築に努めた。 基本設計段階での最適な仕様・工法の選定が困難な難易度の高い建設工事について、設計段階から施工者が参画することによって施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用し、設計成果に基づく価格等の交渉を行う「技術提案・交渉方式」を基盤整備工事へ導入拡大した。 建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払、処遇改善及び現場の生産性向上を図るため、国や建設産業関係団体等が利用を促進する建設キャリアアップシステム(CCUS)について、新築工事を対象に、CCUS登録率等の達成基準に応じて工事成績評価を加点する取組を実施した。 	<p>評価：B</p> <p>公共工事の品質確保とその担い手確保の実現にあたり、それぞれの取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に対応し、調達の際にワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を推進するため、価格以外の要素を評価する方式(総合評価落札方式・企画競争方式)による全ての調達にお</p>		<p>価格以外の要素を評価する方式(総合評価落札方式・企画競争方式)による全ての調達において、ワーク・ライフ・バランス等(女性の活躍、次世代の育成及び若者の雇用)を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等を評価する取組を実施してきたが、今年度は「次世代育成支援対策推進法」に基づく新たな認定区分(トライくるみん)を加点対象に追加し、同取組を引き続き実施した。</p>	<p>評価：B</p> <p>ワーク・ライフ・バランス等推進企業からの調達を推進するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		いて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する取組を引き続き実施する。			
		③ 工事調達において、余裕期間制度（※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式）や工事の発注予定情報の公表等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落の発生を抑制する。令和4年度においては、詳細な公募情報を追加で随時公表する取組（詳細情報随時追加）を発注計画の範囲内において、過去の実績を踏まえて概ね 225 件実施することによって応札勧奨に努める。さらに、中長期的な工事発注見通しを公表する取組を試行的に実施する。		<p>入札不調・不落拡大の発生を抑止するため、下記のとおり複数の取組を実施した。なお、令和4年度の入札不調・不落率は資材価格等の急激な変動による工事費上昇の影響も受けたと思われる 12.2% (53 件/434 件) であった（令和3年度 10.5% (42 件/389 件 1.7%の増加）、令和2年度 12.6% (57 件/404 件)）。一方で、令和4年度の平均応札者数は 3.7 者であった（令和3年度 3.2 者 (0.5 者の増加）、令和2年度 4.1 者）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者が工事着工時期を柔軟に設定できるよう、余裕期間制度として従来行っていた任意着手方式（発注者が示した全体工期内で、受注者が工事着工日を選択できる方式）、発注者指定方式（発注者が指定する工期の前に受注者の工事準備期間を設定する方式）に加えて、フレックス方式（発注者が示した全体工期内で、受注者が工事着工日と工期末を選択できる方式）を試行的に導入し、事業者がより参加しやすい環境整備に努めた。 ・ホームページで定期的に事前公表している工事発注予定情報において、随時、より詳細な公募情報を事前公表する取組を 221 件行った。 ・品確法に基づく発注平準化や応札勧奨に資する取り組みの一環として、また、事業の継続性を示すことでの機構工事に対するより一層の応札意欲の向上と競争参加者の拡大による不調不落の回避を目的として、従来行っていた年度内の工事発注予定の公表に加えて、翌年度から3か年分の中長期的な工事発注見通しを試行的に公表した。 	<p>評価：B</p> <p>新たに導入した施策を含め調達改善に係る複数の改善策を継続的又は新規に実施してきたことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		④ 働き方改革に対応した建設現場の環境整備の一環として、週休2日（4週8閉所等）促進工事を団地再生事業及び都市再生事業において原則実施する。		<p>働き方改革に対応した建設現場の環境整備の一環として、週休2日（4週8閉所等）促進工事を団地再生事業及び都市再生事業において原則実施した（39件）。</p> <p>さらに、賃貸住宅の保全工事（計画修繕）においても、週休2日促進工事を一部実施した（2件）。</p> <p>また、復興支援事業及び宅地等管理業務についても、週休2日促進工事を導入することとし、復興支援事業は、今後、事業委託元の町と十分協議の上、対応することとしている。</p>	<p>評価：B</p> <p>働き方改革に対応した建設現場の環境整備を実現するための取組を着実に実施し、対象も拡大したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		⑤ 良質な工事を行う事業者の受注機会を広げることによって品質向上を図るため、工事成績評価を見直す。		<p>良質な工事を行う事業者の受注機会を広げることによって品質向上を図るため、工事成績評価について、保全工事と新築工事に分類し、それぞれの工事の性質に合わせて配点基準を見直した。</p> <p>次年度は実際の工事に適用して妥当性の検証と調整を行う。</p>	<p>評価：B</p> <p>工事の品質向上を図るために工事成績評価を見直したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		3. 調達に関する内部統制 (1) 新たに締結する競争性のない随意契約に係る手順 競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うことと	法人内における検証状況等	<p>新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件について、以下の手順で運用を行うこととしている。</p> <p>① 当該調達部門において、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理した上で、経理資金部（契約監理）に対して協議を</p>	<p>評価：B</p> <p>新たに随意契約を締結する際の手順が確立していることを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>するが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下の手順を経る。</p> <p>① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、経理資金部（契約監理）に対して協議を行う。</p> <p>② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。</p> <p>③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。</p> <p>なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の場で点検を受ける。</p>		<p>行う。</p> <p>② 協議を受けた経理資金部において、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。</p> <p>③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。</p> <p>なお、令和4年度においては、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件に関して調達部門と経理資金部との間で協議を行ったものはなかった。</p>	<p>なお、令和4年度においては、調達部門と経理資金部（契約監理）との間で手順に従って協議を行った案件はなかった。</p>
		<p>(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合に係る手順</p> <p>随意契約によることが真にやむを得ないものとして過去の契約監視委員会で整理されたものについて競争性のない随意契約を継続して締結する場合には、予定価格の作成に当たり、市場価格の把握や他者の見積りを活用すること等により、随意契約による事業者側の事務コストの低減を踏まえた積算を行う。</p> <p>また、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性（前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか）についての検証を実施する。</p>	<p>当該取組の実施状況</p>	<p>計画で定めた手順に従い、継続して競争性のない随意契約を締結する505件の契約において、各本部等に設置された契約審査会等で当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について検証した上、契約締結の手續を実施した。</p> <p>(主な検証の例)</p> <p>①ガス管・設備工事、エレベーター改修工事等 ・積算要領に基づく積算を実施</p> <p>②事務所等賃貸借（新規） ・他の物件との賃貸条件の比較、賃料水準の検証等を実施</p> <p>③事務所等賃貸借（継続） ・現在の賃貸条件の検証、他物件との賃料比較、移転時の一時費用等の確認等の実施</p> <p>④密接不可分工事・業務、補備工事 ・積算要領に基づく積算を実施 ・当初落札率を予定価格作成時に勘案</p>	<p>評価：B</p> <p>競争性のない随意契約を継続して締結する場合の内部統制について、手順を確立させていること、またこの手順に従い着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応</p> <p>契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また、発生時には速やかに契約手続きに応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行う。</p> <p>① 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図る。 ・関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」</p>	<p>当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等</p>	<p>「契約ハンドブック」を更新し、各本部等の契約担当者に広く頒布するとともに、出先事務所を含む全職員が閲覧できるようイントラネットを活用した「基本マニュアル」、「契約手続フロー」及び「契約事例集」（前例集）を更新し、調達に関する規程集、マニュアル等の充実を図った。</p>	<p>評価：B</p> <p>契約手続ミス等不祥事の未然防止及び発生時には速やかに対応できるようにするための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>を年度末に更新して翌年度版を作成し、各本部等の契約担当者に広く頒布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。 ・契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」(前例集)を随時更新する。 ・不祥事が発生した場合には再発防止策等を前記に掲げるマニュアル、前例集等に反映させる。 			
		<p>② 不祥事等の発生を未然に防止するため、ビデオ講義等を活用しながら以下の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用及び中途採用の全ての職員に対する機構の契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な内容の研修 ・新たに管理職に登用された全ての職員及び昇級した全ての職員に対するより専門的な発注者綱紀保持に関する研修 ・発注・契約実務を担当している全ての職員に対する契約手続に関する具体的な事例等を活用した実務的、実践的研修(発注・契約担当者研修) ・発注担当部署の全ての管理職に対する公正取引委員会からの講師による講義やテキストを活用した入札談合等関与行為防止研修 <p>上記の研修にあたっては、受講者への理解度テストやアンケート等により、理解度確認及び研修方法の効果測定を実施する。これにより、理解度が低い事項や判明した課題、受講者からの要望が多かった事項等を把握し、イントラネット等を活用したフォローアップや次回以降の研修での講義内容等に反映させ、更なる職員の理解度向上に努める。</p>		<p>ビデオ講義等を活用しながら以下の内容で研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び中途採用職員を対象とした契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な研修(全員受講) ・新任管理職員及び昇級者を対象としたより専門的な発注者綱紀保持に関する研修(全員受講) ・発注・契約担当者、承認権限を持つ管理職を対象とした契約手続に関する具体的な事例等を活用した実務的、実践的な研修(休職者・出向者を除き全員受講) ・公正取引委員会からの講師による発注担当部署の管理職を対象とした入札談合等関与行為防止研修(休職者・出向者を除き全員受講) <p>発注・契約担当者及び承認権限を持つ管理職を対象とした契約業務研修では、業務の合間に受講しやすいよう短時間の講義に細分化し、さらに自身の属性に応じた研修内容に区分して配信する等の工夫を講じた。</p> <p>さらに、受講後に、eラーニングを用いて、誤認されやすい制度や実例等を基にした理解度テストによる効果測定を実施し、理解度が低かった事項については、イントラネットにおいてポイント解説を実施する等により、職員の理解度向上と手続ミスの防止を図った。</p> <p>また、アンケートにおいても理解度向上が進んでいることを確認したが、受講者からのビデオ講義の配信方法等の要望も把握したため、次回以降の研修で反映させることとする。</p>	<p>評定：B</p> <p>計画で定めた受講率を達成したこと及び受講者の属性に応じた確認テストによる効果測定及びその後のフォローアップにより、契約業務に関する理解度向上が図られたことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>③ 発注者綱紀保持に関する取組については、不祥事の発生が組織に与える影響を鑑み、全役職員が定期的に理解を深めることが必要であることから、上記②記載の研修に加え、eラーニングを活用した一問一答により、発注事務に係る情報の適切な管理、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実が発生した場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」及び規程を実務に即して解説した「発注者綱紀</p>		<p>以下の方法で発注事務に携わる全職員に対し、「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の内容について周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネットにおいて、全職員に周知した。 ・過去からの研修等により発注者綱紀保持に関する基礎的な知識は職員に定着しているところであるが、今年度もより実践的な対応力を問う設問を含めて全役職員に対してeラーニングを実施した。その結果、実践的な対応力を問う設問の正答率が85%を下回ったため、正答率が低かった設問テーマに関する理解度向上のために、ポイント解説を実 	<p>評定：B</p> <p>「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の周知徹底及び規程の内容についての浸透を図ったことに加え、規程等の内容についてeラーニングを実施し、全ての設問において正答率が85%を上回ったことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		保持マニュアル」の内容の周知徹底を図る。 なお、正答率（正解回答者数／全回答者数）が低かった設問については、上記②記載の研修において重点的な説明の実施や再度 e ラーニングを実施すること等のフォローアップを行うことでフォローアップ後の正答率が 85% を上回ることを目標とする。		施した。再度 e ラーニングを実施したところ、全ての設問において正答率 85%以上を達成した。（フォローアップ後の正答率 93.6%）	
		④ 工事等の落札結果をモニタリングし、四半期ごとに開催する入札談合等不祥事を未然防止する目的で設置した工事落札率検証会議（経理資金部契約監理課長、コンプライアンス・法務部コンプライアンス推進課長、監事付担当課長、本社調達担当部門課長等で構成）において、高落札率となった案件の中で 1 者応札や非落札者が全社辞退していること等、落札結果に特異な状況が認められる場合には入札談合等の不正の兆候がないかの確認をする。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することにより、不正行為の抑制につなげる。		工事等の落札結果をモニタリングし、四半期毎に工事落札率検証会議を開催した。会議において、高落札率となった案件の中で 1 者応札や非落札者が全者辞退した等、落札結果に特異な状況が認められるものを全て抽出（90 件）した上で、入札談合等の不正の兆候がないかについての確認を入札資料の精査や発注部署へのヒアリング等により行った。確認の結果、不正の兆候は見受けられなかった。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することによって不正行為の抑制につなげた。	評価：B 入札談合等、不正行為の抑制に寄与する取組を実施したことを踏まえ、B 評価とする。本取組を継続する。
		⑤ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会等に通知する。談合疑義案件については、発生の都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。		令和 4 年度においては、談合の疑義がある案件は発生しなかった。 なお、談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うという手順、及び調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会等に通知するという手順としている。	評価：B 談合疑義案件が発生した場合の手順が確立されていることを踏まえ、B 評価とする。本取組を継続する。
		6. その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。 また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する	当該取組の実施状況	以下の取組を実施した。 ・調達等合理化計画及び自己評価結果等について、ホームページにて公表した。 ・契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報をホームページで毎月公表（少額契約を除く全契約。計 3,051 件）した。	評価：B 適切に公表したことを踏まえ、B 評価とする。本取組を継続する。

※自己評価の評定について（参考）

平成 26 年 9 月 2 日「独立行政法人の評価に関する指針」による

S：法人の活動により、計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の 120%以上の達成かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）

A：法人の活動により、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の 120%以上の達成）

B：計画における所期の目標を達成していると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の 100%以上 120%未満）

C：計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

（定量的指標においては年度計画値の 80%以上 100%未満）

D：計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（定量的指標においては年度計画値の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）

※B評価を標準とする。